

令和5年3月27日

国立大学法人筑波大学
学 長 永田 恭介 殿
筑波大学附属病院
病院長 原 晃 殿

筑波大学附属病院監査委員会

令和4年度第2回 筑波大学附属病院監査委員会報告について

筑波大学附属病院監査委員会規則第2条第1項に基づき実施した監査委員会の方法及びその結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法

筑波大学附属病院の医療安全管理体制及び特定臨床研究における業務の状況について、ヒアリングを行った。

- ・実施日時 令和5年3月6日（月） 18時00分～19時15分
- ・実施場所 ZOOMによるオンライン会議
- ・出席者 <委員>

柳田委員長、宮本委員、陰山委員、和田委員、小池委員

<病院対応者>

原病院長、檜澤副病院長、平松副病院長、大原医療情報経営戦略部長、
荒川機構長、本間臨床医療管理部長、山本医療機器管理センター部長、
中島放射線部長、本間薬剤部長、古田 ISO・医療業務支援部長、
高見澤病院総務部長

2 監査の内容

- (1) 医療安全管理責任者業務報告（檜澤副病院長）
- (2) 臨床医療管理部業務報告（本間臨床医療管理部長）
- (3) 医薬品安全管理責任者業務報告（本間薬剤部長）
- (4) 医療機器安全管理責任者業務報告（山本医療機器管理センター部長）
- (5) 医療放射線安全管理責任者業務報告（中島放射線部長）
- (6) IC管理責任者業務報告（古田 ISO・医療業務支援部副部長）
- (7) 診療録管理責任者業務報告（大原医療情報経営戦略部長）
- (8) 治験・臨床研究の実施状況報告（荒川機構長）
- (9) 臨床研究中核病院チェックリスト（荒川機構長）
- (10) 医師の働き方改革について（高見澤病院総務部長）

3 監査の結果

医療安全管理体制及び特定臨床研究における業務の状況について、管理者等からの説明聴取及び資料閲覧の方法により報告を求め、検証したところ、特段の是正措置はなく、適正な運営がなされているものと判断する。

以下について、講評及び意見とする。

- 事案の当事者である診療科であれば、再発防止に取り組むことは言うまでもなく、他の診療科でも起こりうるということを啓発していくことが重要であり、引き続き、病院全体として、事案の再発防止が図られていく体制が維持されることを期待している。
- 薬剤師による休日・夜間の注射薬の処方監査の実施や自動アンプルピッカーの導入により、安全性の向上や業務の効率化に取り組んでいることは評価できる。
- 臨床工学技士の当直開始について、当直者が一次対応し、オンコール対応者の負担軽減を図られているとのこと、採用間もない職員が業務に習熟してくれば、当直開始の効果が最大化されると思うので、引き続き、職員の教育を進めていっていただきたい。
- 機構においては、多施設共同研究の増加に向けて、茨城県内各地域の関連病院との連携を深め、コンサルテーション業務を拡大する等を実施されているとのこと、また、研究完遂に向けて、研究の進捗管理や効率的な論文化に向けた対策を講じているとのこと、引き続き、精力的に取り組まれ、臨床研究中核病院の指定へとつなげていっていただきたい。

以 上